

平成30年5月4日

我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について

今般,我が国が世界文化遺産へ推薦を行っている<u>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン</u>関連遺産」について,世界遺産委員会の諮問機関であるイコモスによる評価結果がユネスコ世界遺産センターから通知されました。

1. イコモスの評価結果

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、「記載」が適当との勧告がなされた。(詳細は別添参照)

(参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

- ① 記載(Inscription):世界遺産一覧表に記載するもの。
- ② 情報照会(Referral): 追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。
- ③ 記載延期(Deferral):より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書の再提出後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。
- ④ 不記載 (Not to inscribe) : 記載にふさわしくないもの。 (世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

(参考2) イコモス (国際記念物遺跡会議)

ICOMOS (International Council on Monuments and Sites)。文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。1965年設立。

2 今後の予定

第42回世界遺産委員会(平成30年6月24日~7月4日,於:バーレーン)において、イコモスの勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分である。

<担当> 文化庁文化財部記念物課

課 長 大西 啓介

世界文化遺産室長 渡辺 栄二

文 化 財 調 査 官 鈴木 地平

世界文化遺産推薦係長 坂本 真樹

電話: 03-5253-4111(代表)(内線 2877)

イコモスの評価結果及び勧告の概要

(「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」)

① 顕著な普遍的価値(OUV)について

本資産は、日本列島のうち九州地方の北西部に位置する長崎県及び熊本県に所在する。10の集落、1つの城跡及び1つの聖堂の12の構成資産から成り、これらは17世紀から19世紀に遡る。資産は、日本にキリスト教が伝来し宣教師及び入植者が活動した初期の段階から、続くキリスト教及び入植者が禁教により迫害を受けた時代、そして禁教が公的に解かれカトリックの信仰が復活した最後の段階までを表している。

本資産は、禁教期にもかかわらず密かに信仰を継続した長崎と天草地方における潜伏キリシタンの独特の文化的伝統の証拠である。

② 完全性について

イコモスは、本資産には顕著な普遍的価値を示すために必要なすべての構成資産が含まれており、適切な範囲及び良好な保全状態が維持されていると考える。また、文化財保護法を含む関連する国内法令に基づき、各構成資産の完全な保護措置が講じられていると考える。

③ 真実性について

イコモスは,集落・考古遺跡・教会建築より成る構成資産は,高い真実性を有していると考える。

④ 比較研究について

イコモスは, 比較研究の対象の選択は適切であり, 論理的な比較研究が行われ, 本資産が世界遺産一覧表の記載に資する正当性を証明していると考える。

⑤ 評価基準の適用について

基準(iii)について、イコモスはこの評価基準が資産全体に対して適用されると考える。

⑥ 資産に影響を与える要因について

イコモスは、自然災害、特に暴風雨・洪水・地震・火災の他、人口減少及びそれ による(潜伏キリシタンの伝統に関する)記憶の喪失、登録直後の過度の来訪が主 な懸念と考えるが、締約国は包括的保存管理計画を策定、実行している。

⑦ 保存管理について (資産範囲,緩衝地帯,保護措置,管理運営)

イコモスは、各資産は法的に保護が担保されており、保存対策や観測体制は適切であると考える。資産範囲については概ね適切であるが、原城跡の南西部については、産業施設及び中学校が立地しており、資産範囲から除くべきだと考える。緩衝地帯の範囲はおおむね適切であるが、江上天主堂から視認できる西側の陸域について、緩衝地帯に含めるべきであると考える。

(なお, 上記資産範囲及び緩衝地帯の範囲の変更については, 締約国とイコモスとの対話の中で合意済み。)

8 勧告

イコモスは、評価基準(iii)の下に世界遺産一覧表に記載することを勧告する。

イコモスは、締約国が以下を考慮することを併せて勧告する。

- a) 久賀島又は野崎島などにおける集落跡,教会跡,墓地跡などすでに廃絶した ものの痕跡について,写真測量又は航空測量もしくはこれらに類する技術を 用いて,包括的な記録資料を作成すること。
- b) 地元の活動団体又は個人が、市町・県・国からの経費補助を受けて保全活動ができることについて、よく周知すること。
- c) 各構成資産の物理的・社会的状況に基づく制約を十分考慮した上で、「収容力 (carrying capacity)」及び望ましい観光の管理について検討すること。
- d)『世界文化遺産の遺産影響評価に関するガイダンス』(2011)に基づき、遺産内における新規の開発事業について影響評価を行うこと。

(参考1)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

本資産は、16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による<u>禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい生活条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を育んだこと</u>を物語る貴重な証拠である。

潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落(平戸の聖地と集落・天草の﨑津集落・外海の出津集落・外海の大野集落)、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落(黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺))、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂から構成される。



【構成資産】

1 原城跡 (長崎県南島原市)

2 平戸の聖地と集落(春日集落と安満岳)

(長崎県平戸市)

3 平戸の聖地と集落(中江ノ島) (同上)

4 天草の﨑津集落 (熊本県天草市)

5 外海の出津集落 (長崎県長崎市)

6 外海の大野集落 (同上)

7 黒島の集落 (長崎県佐世保市)

8 野崎島の集落跡 (長崎県北松浦郡小値賀町)

9 頭ヶ島の集落 (長崎県南松浦郡新上五島町)

10 久賀島の集落 (長崎県五島市)

11 奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)

(同上)

12 大浦天主堂 (長崎県長崎市)

【関係年表】

平成19年1月

平成27年1月

同年9月26日~10月4日

平成28年2月

平成29年2月

同年9月4日~14日

平成30年5月4日

同年6月24日~7月4日

暫定一覧表に記載

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」として推薦書提出

イコモス現地調査

推薦取下げ

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として推薦書提出

イコモス現地調査

イコモス勧告

第42回世界遺産委員会







世界遺産について

- 1. 世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)
- (1)条約の目的

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、 保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立すること。

(2)経

昭和47 第17回ユネスコ総会において採択 (1972)年

昭和50(1975)年 条約発効

4(1992)年 我が国において条約締結のための国会承認及び条約発効

平成29 (2017) 年 1月31日現在で締結国数193ヵ国

世界遺産一覧表への記載プロセス

- 各締約国は、世界遺産一覧表への記載推薦の候補を記載した「暫定一覧表」を提出する。
- 各締約国は、「暫定一覧表」の記載物件のうち、「世界遺産一覧表」に記載する準備が整った ものを世界遺産委員会へ推薦する。これに対し、世界遺産委員会が、「世界遺産一覧表」への 記載の可否を決定する。

世界遺産の総数

平成29年7月現在で 1073件(文化遺産832件、自然遺産206件、複合遺産35件)

4. 我が国の世界遺産一覧表記載物件(文化遺産17件,自然遺産4件)

			I +2	// m wh		
	記載物件名	所 在 地	暫定一覧表記載年	世界遺産一覧表推薦年	世界遺産一覧表記載年	区分
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	4年	4 年	5年12月	文化
2	姫路城	兵庫県	"	11	11	文化
3	屋久島	鹿児島県	//		//	自然
4	白神山地	青森県,秋田県	//		//	自然
5	古都京都の文化財	京都府, 滋賀県	//	5 年	6年12月	文化
	1(京都市、宇治市、大津市)			•		
6	白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県、富山県	//	6年	7年12月	文化
7	原爆ドーム	広島県	7年	<u>6年</u> 7年	8年12月	文化
8	厳島神社	広島県	4年	11	//	文化
9	古都奈良の文化財	奈良県	"	9年	10年12月	文化
10	日光の社寺	栃木県	//	10年	11年12月	文化
11	琉球王国のグスク及び関連遺産	沖縄県	//	11年	12年12月	文化
1	群	7 1 4-5 7 K			, / 3	/\ 10
12	紀伊山地の霊場と参詣道	三重県, 奈良県,	13年	15年 1月	16年 7月	文化
1		和歌山県	, , ,		, , , ,	/ \10
13	知床	北海道	16年	16年 1月	17年 7月	自然
14	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	13年	18年 1月	19年 7月	文化
15	小笠原諸島	東京都	19年	22年 1月	23年 6月	自然
16	平泉-仏国土(浄土)を表す建築	岩手県	13年	18年12月	23年 6月	文化
١, ,	・	A 1 %	' 0 +	22年 1月	207 071	∼ 10
17	富士山-信仰の対象と芸術の源泉	山梨県,静岡県	19年	24年 1月	25年 6月	文化
18		群馬県	19年	25年 1月	26年 6月	文化
19	明治日本の産業革命遺産製鉄・	福岡県・佐賀県・	2 1 年	26年 1月	2 7 年 7 月	文化
1.	明治日本の産業革命遺産 製鉄・ 製鋼,造船,石炭産業	長崎県・熊本県・		_ 0 . , ,	_ , , , , , , ,	/ \10
	(表明, 足加, 6 人	鹿児島県・山口県				
		・岩手県・静岡県				
20	ル・コルビュジエの建築作品	東京都(他 フラン	19年	27年 1月	28年 7月	文化
1	- 近代建築運動への顕著な貢献	ス、ドイツ、スイス、	'	_ / -	[\
	近10年末年初 *V與105月版	ベルギー、アルゼン				
21	「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連	<u> </u>	2 1 年	28年 1月	29年 7月	文化
4	「『仲伯る島』示像・冲ノ島と関連 遺産群」	1	2 1 4	204 1月	2 9 4	メル
	1.退生矸」					

- 5. 我が国の暫定一覧表記載物件(文化遺産8件, 自然遺産1件)
 - [平成4年]
 - ①「古都鎌倉の寺院・神社ほか」(神奈川県)
 - ②「彦根城」(滋賀県)
 - [平成19年]
 - ③「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」(奈良県) ④「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(長崎県・熊本県)→(平成29年推薦)
 - [平成21年]
 - ⑤「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」(北海道・青森県・岩手県・秋田県)
 - [平成22年]
 - ⑥「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」(新潟県)
 - ⑦「百舌鳥・古市古墳群」(大阪府)→(平成30年推薦)
 - [平成24年]
 - ⑧「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-(拡張)」(岩手県) [平成28年]
 - ⑨「奄美大島,徳之島,沖縄島北部及び西表島」(鹿児島県・沖縄県)【自然遺産】